

青少年を取り巻く状況

第 1 法律の状況

1 民法改正（成年年齢関係。令和 4 年 4 月 1 日施行）

（1）改正の経緯

我が国における成年年齢は明治 9 年以来 20 歳とされてきたところであるが、近年憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが 18 歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して 18 歳、19 歳を大人として扱うという政策が進められてきた。

こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても 18 歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論を経て、平成 30 年 6 月に民法の定める成年年齢を 18 歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和 4 年 4 月 1 日に施行された。

（2）改正の概要

ア 成年年齢の引下げ（民法第 4 条）

一人で有効な契約をすることができる年齢及び親権に服することがなくなる年齢が、いずれも 20 歳から 18 歳に引下げ。

イ 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第 731 条）

男性 18 歳及び女性 16 歳から、いずれも 18 歳に統一。

ウ 施行までの周知期間

平成 30 年 6 月から周知期間を設け、令和 4 年 4 月 1 日から施行。

2 刑法等改正（性交同意年齢の引上げ等）

（1）改正の経緯

平成 29 年 6 月に成立した刑法の一部を改正する法律において、その施行後 3 年を目途に実情や施行後の状況を勘案し、必要あるときは所要の措置を講ずるとしていたところ、法務省においてワーキンググループによるヒアリングや各種調査研究を実施、その後検討会による報告書が取りまとめられ、令和 3 年 9 月に法務大臣から法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備に関する諮問が寄せられた。

法制審議会においては刑事法（性犯罪関係）部会における専門的な調査審議が行われ（合計 14 回）、令和 5 年 2 月法務大臣に対し答申、その後法務省での所要の立案作業、閣議決定等を経つつ、一部修正の上、令和 5 年 6 月 16 日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に

係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立、令和 5 年 7 月 13 日に施行された。

(2) 改正及び新法の概要

ア 刑法の一部改正

(ア) 強制わいせつ罪・強制性交等罪の要件の改正

(イ) 16 歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

イ 刑事訴訟法の一部改正

(ア) 性犯罪の公訴時効期間の延長

(イ) 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体の証拠能力の特則の新設

ウ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行

(ア) 罰則の新設

性的姿態等撮影罪、性的影像記録提供等罪、性的影像記録保管罪、性的姿態等影像送信罪、性的姿態等影像記録罪

(イ) 複写物の没収

(ウ) 行政手続きとしての消去・廃棄

3 情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正による法律名称の変更）

(1) 改正の経緯

プロバイダ責任制限法（正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）は、インターネット上の情報流通に関して、プロバイダおよび他のオンラインサービス提供者の責任を規制するものであるが、インターネットの普及とともに増加した中傷、名誉毀損、著作権侵害などの問題が様々発生したことが改正検討の発端となっている。特に、発信者情報の開示請求の手続について、現行の法律では被害者が発信者を特定するための情報を取得するプロセスが複雑で時間がかかっていたことから、被害を受けた人々が迅速かつ効果的に法的救済を求めることが困難な状況であった。

以上の状況を踏まえ、インターネット上の権利侵害問題を迅速に解決するため、時代にあった制度への再構築を行うこととしたものである。

青森県青少年健全育成条例との関連については、本法律の第 2 条 3 号の内容を条例第 21 条の 2 第 3 項において文言定義の一部として引用するため、当該法律名称を使用しているところである。

(2) 改正及び新法の概要

ア 大規模プラットフォーム事業者へ下記の措置を義務づけ。

(ア) 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）

(イ) 運用状況の透明化

- ・削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・削除した場合、発信者への通知

イ 上記規律を加えるため、法律の題名を変更

元：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

新：特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）

ウ 施行期日について

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（本資料作成時点で未発令）

4 その他

(1) 青少年のインターネット利用に関する第6次基本計画（資料7関係）

2009年に第1次が策定された標記計画について、令和6年9月9日に、第6次基本計画が決定された（3年ごとに見直し）。

（第6次基本計画の概要）

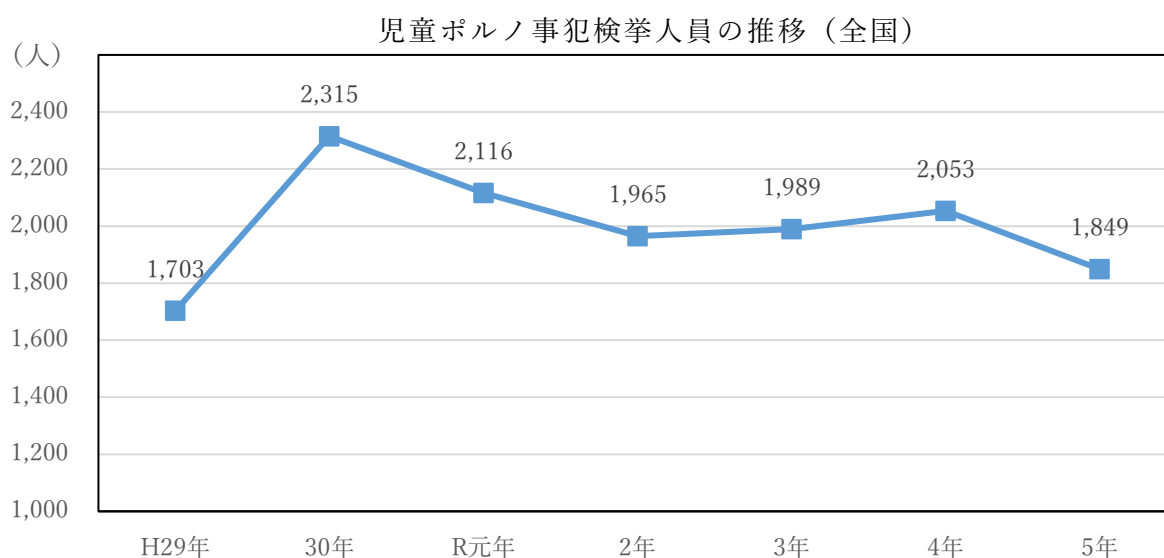
- ・「インターネットは危険だから使わせない」といった過度な制限ではなく、フィルタリングの活用などで「賢く正しく使う」ことを前提とした施策を推進することが明記されている。
- ・ネット利用の低年齢化が進む中、有害サイトを遮断するフィルタリングの活用が十分に進んでいるとは言えないとの言及あり。（こども家庭庁実施「青少年のインターネット利用環境実態調査」の令和4年度（令和5年度版は2025年3月ころ公表見込）の調査結果によると、青少年（10～17歳）のフィルタリング利用率は44.2%。）
これに対応する内容として、計画では、フィルタリング利用に向けて周知・啓発を行うことや、SNS事業者等への有害情報閲覧防止措置を講じるよう促すことなどを盛り込んでいる。
- ・生成AI等を利用した偽・誤情報が巧妙化しているとして、「リテラシー向上を推進する」と強調している。

第2 青少年の性的被害の状況（各種統計から）

1 児童ポルノ禁止法第7条（児童ポルノ所持、提供等）第1～8項違反（以下「児童ポルノ事犯」という。）に伴って検挙された人員の推移

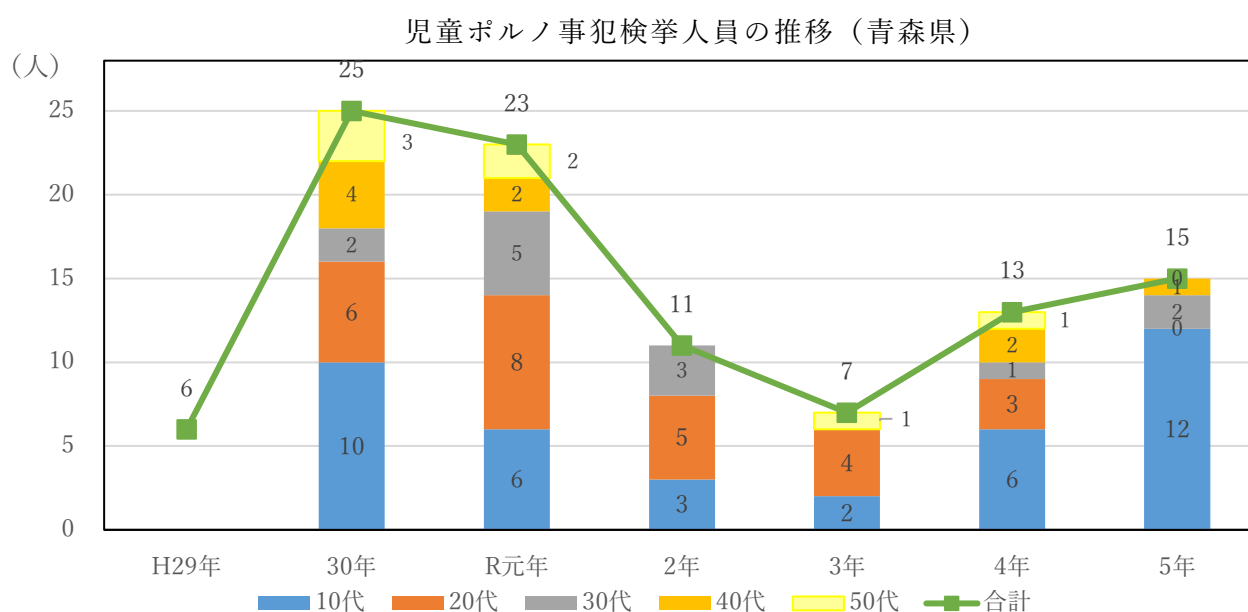
（1）全国

平成29年の1,703人から、平成30年の2,315人まで増加した後は緩やかな増減を繰り返している状況である。令和5年は1,849人と前年からは204人の減となった。



（2）青森県

平成29年の6人（年代区分なし）から、平成30年の25人まで増加した後は減少傾向となったが、令和3年の7人から、令和5年には15人まで約2倍に増加している。内訳としては10代が2人から12人に増加したほか、30代、40代でも、それぞれ1人、2人の検挙者が出ている。



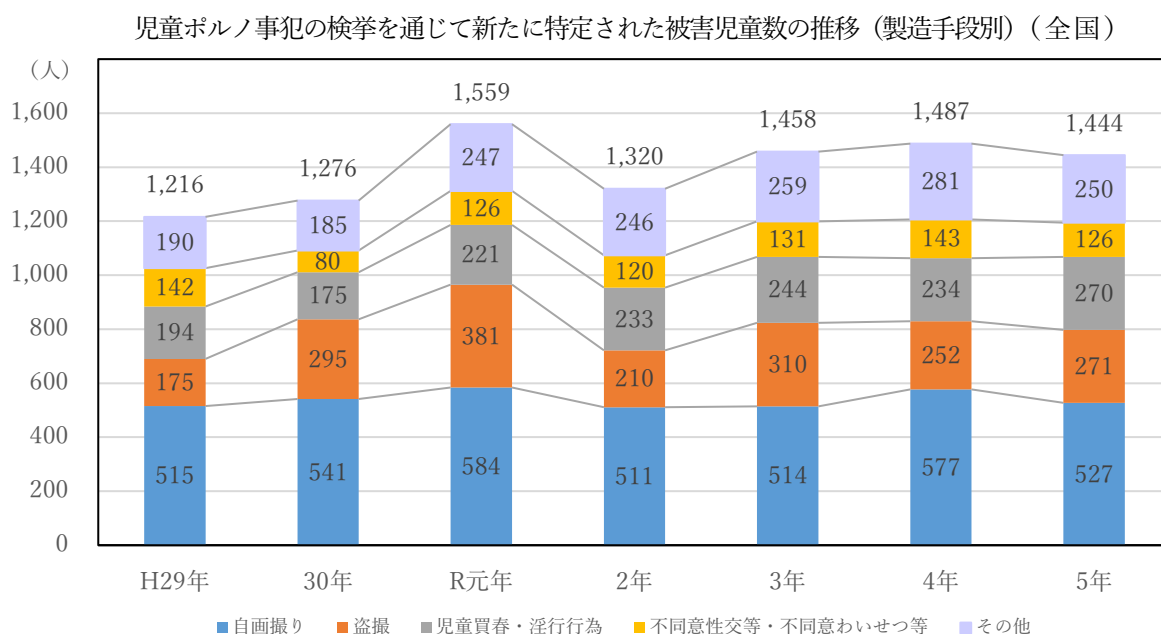
2 児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童数の推移（製造手段別）

（1）全国

児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに被害が確認された児童の数について、自画撮り（※）、盗撮、児童買春・淫行等の態様（製造手段別）により見た場合、平成 29 年の 1,216 人から、令和元年の 1,559 人まで増加した後は緩やかな増減を繰り返している状況である。令和 5 年は 1,444 人と前年からは 43 人の減となった。

製造手段別で見た場合、いずれも増減が見られるが、自画撮りによるものが最も多くなっており、平成 29 年の 515 人から、令和元年の 584 人まで増加した後は増減を繰り返している状況である。令和 5 年は 527 人と前年からは 50 人の減となった。

※ だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害。



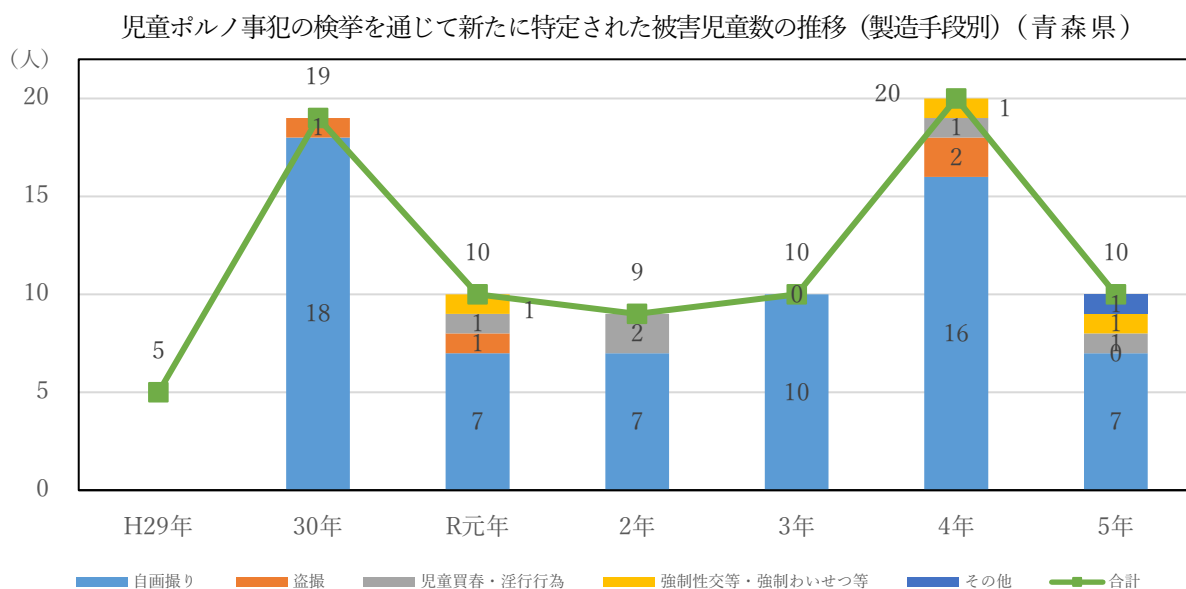
（2）青森県

児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに被害が確認された児童の数について、自画撮り、盗撮、児童買春・淫行等の態様（製造手段別）により見た場合、平成 29 年の 5 人から、平成 30 年の 19 人まで増加した後、令和 2 年には 9 人まで減少したものの、その後も増減を繰り返している。

製造手段別で見た場合、いずれも増減が見られるが、自画撮りによるも

のが最も多くなっており、平成 30 年の 18 人から、令和元年には 7 人まで減少したものの、その後増加傾向に転じ、令和 4 年は 16 人となった。毎年、全体の 7 割以上を占め、特に令和 3 年は 10 割が自画撮りによるものとなっている。

※ 被害児童数は、県内居住の者のほか、県外居住の者（被疑者が県内在住で他県から事件の引継ぎを受ける場合）を含む。

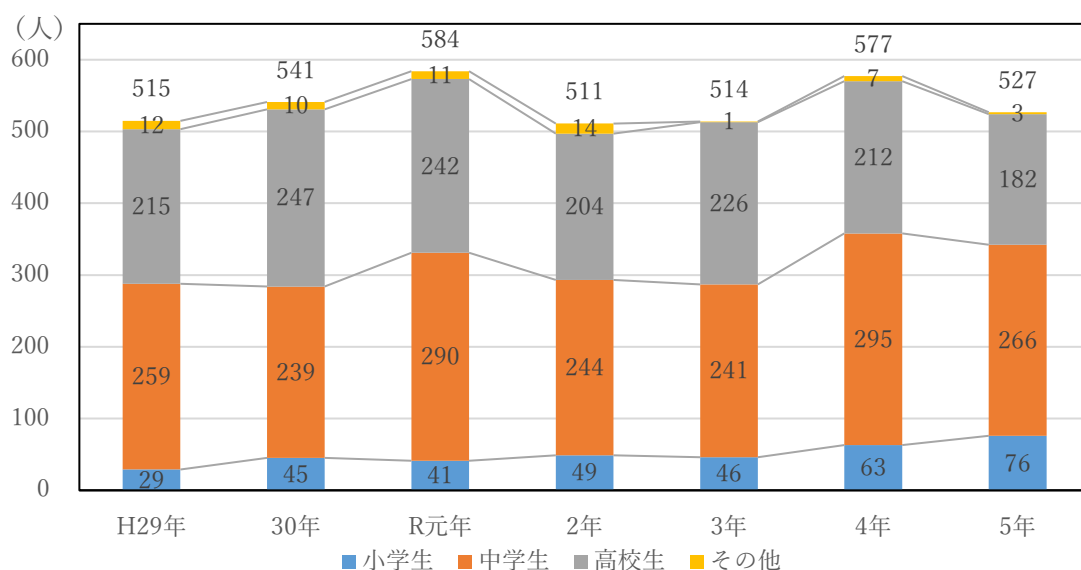


3 自画撮りに伴う被害に遭った児童（※18歳未満）数の推移（校種別）

（1）全国

児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに被害が確認された児童の数について、自画撮り、盗撮、児童買春・淫行等の態様（製造手段別）のうち、自画撮りについて見た場合、平成29年の515人から、令和元年の584人まで増加した後は緩やかな増減を繰り返している状況である。令和5年は527人と前年からは50人の減となった。校種別で見た場合、いずれも増減が見られるが、高校生と中学生がその大半を占めており、当該2校種を比較した場合は、平成30年を除いていずれの年も中学生の方が多くなっている。また、被害に遭った小学生は、全体における割合は低いものの、増加傾向にある。

自画撮りに伴う被害に遭った児童数の推移（校種別）（全国）

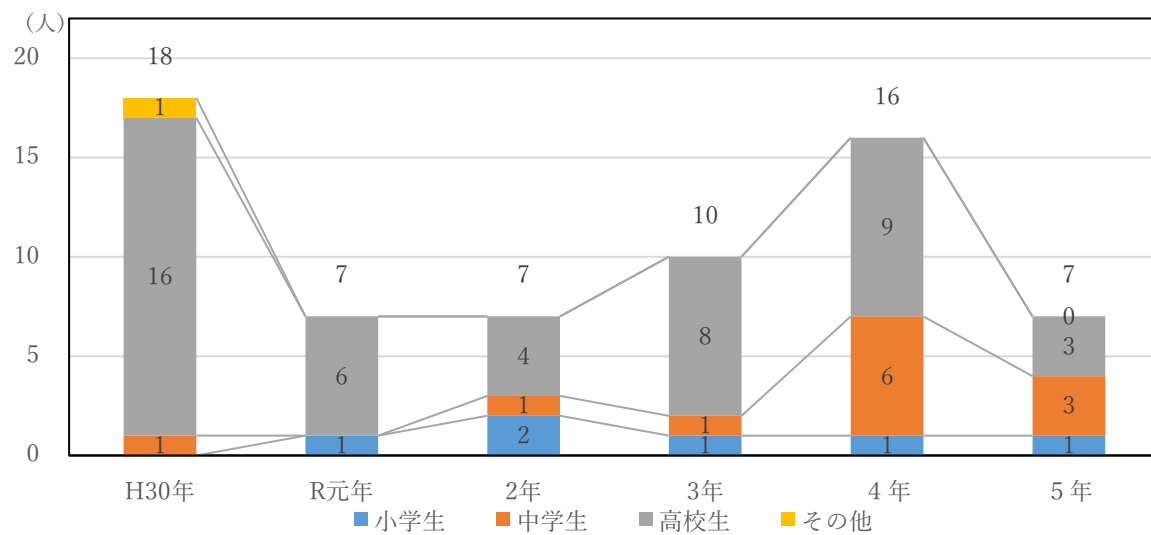


（2）青森県

（1）と同様の県内被害児童数のうち、自画撮りについて見た場合、平成30年の18人から、令和元年には7人まで減少したものの、その後増減を繰り返している。

校種別で見た場合、いずれも増減が見られるが、高校生が最も多く、全体の約5割から9割を占める一方で、中学生への拡大のきらいが見て取れる。また、被害に遭った小学生は、令和元年以降1～2人と一定数を維持している。

自画撮りに伴う被害に遭った児童数の推移（校種別）（青森県）

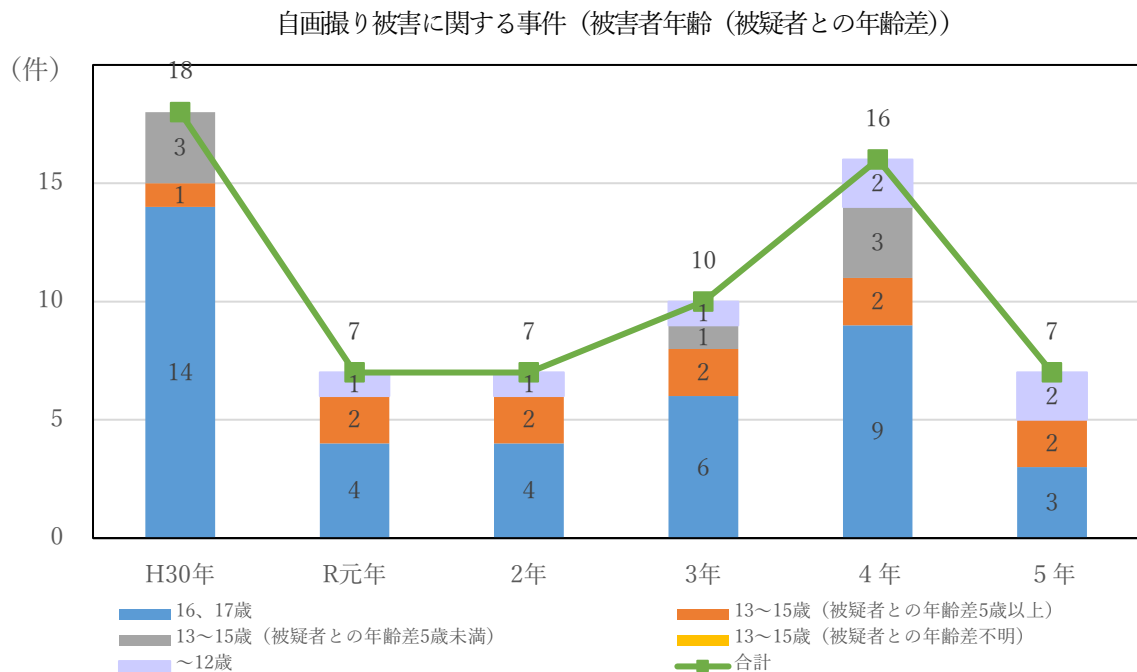


4 製造手段が自画撮りである事件の状況（青森県警察本部調べ）

（１）事件件数の推移（被害者年齢階層ごと）

本県において、児童ポルノ事犯により検挙されたもののうち、製造手段が自画撮りである事件の件数は、上記３（２）の県内被害児童数と同様の推移となっており、事件１件当たりの被害児童数は１人となっている。

被害者の年齢階層で見た場合、16、17 歳は、全体の半数程度を占めている。



（２）事件の主な内容（令和５年）

（１）で計上された令和５年の事件の主な内容は以下のとおり。

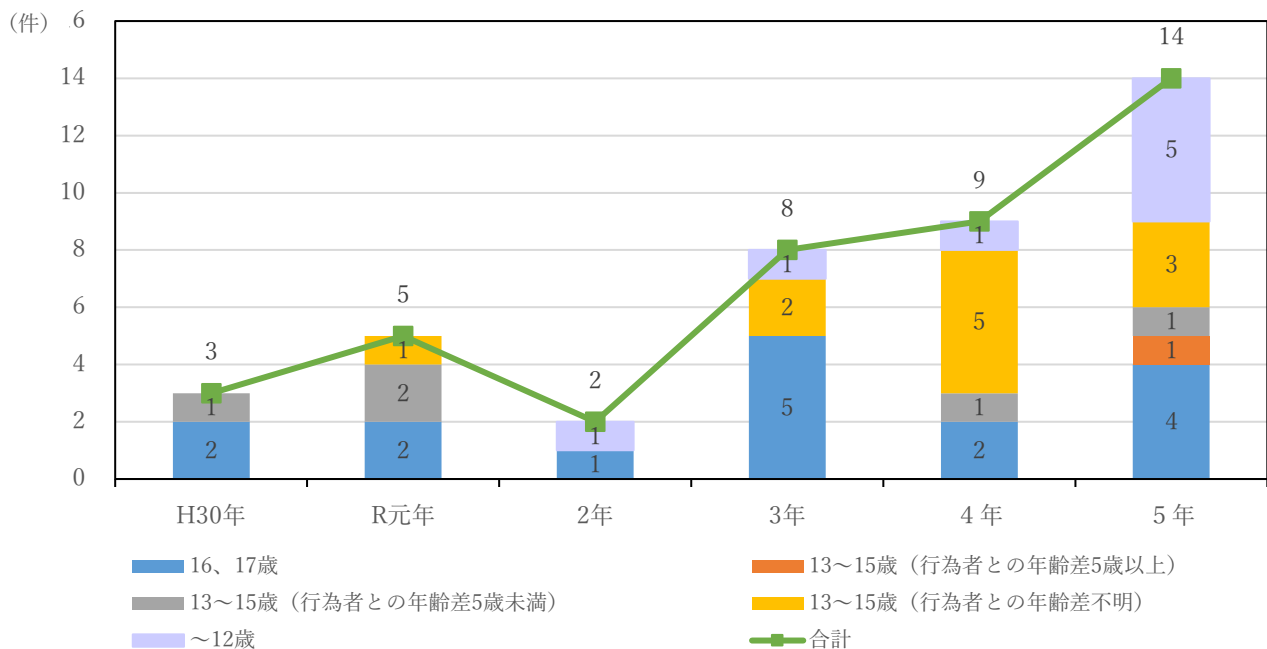
	被害者年齢	被疑者年齢	内容	備考
1	17	17	SNS で知り合った者に裸や自慰行為の動画等を送信	
2	17	17	SNS で知り合った者に裸の画像を送信	
3	16	16	交際相手に裸や自慰行為の動画等を送信	
4	15	33	アプリで知り合った者に胸や陰部の画像を送信	
5	15	25	SNS で知り合った者に裸の画像を送信	
6	13	15	SNS で知り合った者に裸の画像を送信	
7	12	15	同級生に胸の画像を拡散された	自画撮りの流出、拡散

5 自画撮りに伴う被害に係る相談の状況（青森県警察本部調べ）

（１）相談件数の推移（相談者年齢階層ごと）

本県における自画撮りに関する相談件数は、件数自体は多くはないものの、全体として増加傾向を示している。その傾向を押し上げているのは、主に 15 歳以下の事案であるが、16、17 歳の事案に係る相談についても各年一定数存在している。

自画撮り被害に関する相談（相談者年齢（行為者との年齢差））（青森県）



（２）相談の主な内容

（１）で計上された令和 5 年の相談の主な内容は以下のとおり。

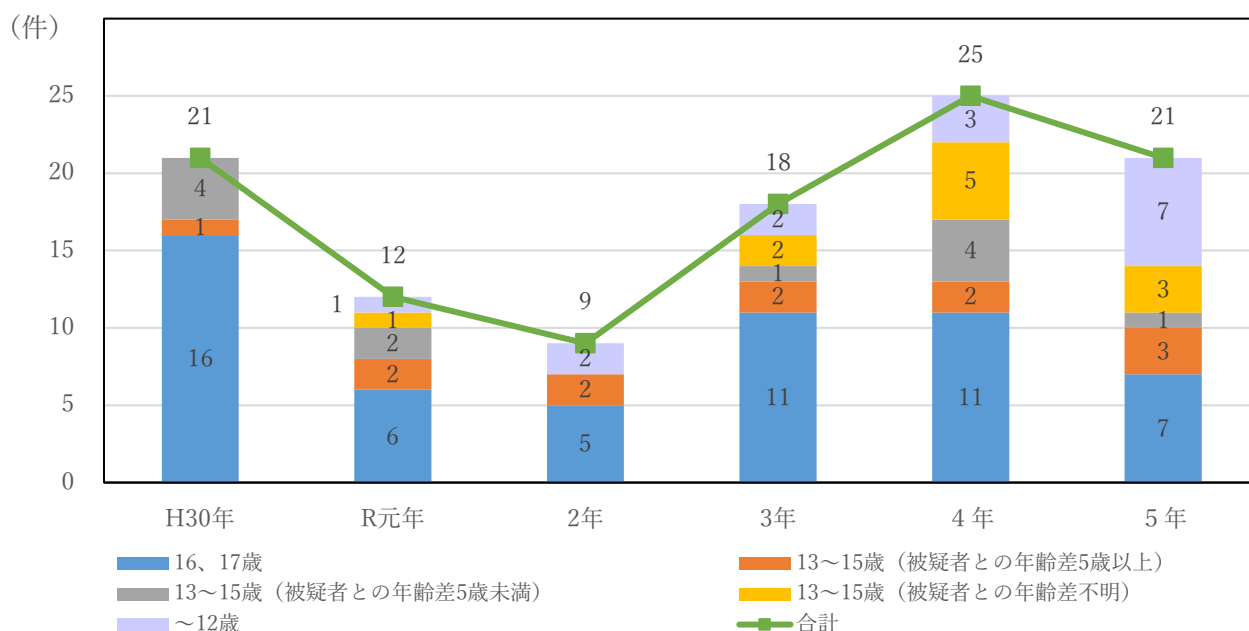
	相談者年齢	行為者年齢	内容	備考
1	16	不明	SNS で知り合った者に顔・陰部の画像を送信	
2	16	不明	SNS で知り合った者に陰部の画像を送信	
3	16	17	知人に裸の画像を送るよう要求された	
4	16	17	元交際相手に裸の画像を拡散された	
5	14	21	SNS で知り合った者に裸の画像を送るよう要求された	
6	15	15	同級生に裸の画像を拡散されたかもしれない	
7	不明 (中学生)	不明	SNS で知り合った者に自慰行為の様子を見せるよう要求された	
8	14	不明	SNS で知り合った者に下半身の画像を送信	

9	14	不明	SNS で知り合った者に裸の画像を送信	
10	11	18	アプリで知り合った者に裸の画像を送るよう 要求された	
11	11	不明	SNS で知り合った者に裸・陰部の画像を送信	
12	12	不明	SNS で知り合った者に裸の画像を送信	
13	12	不明	SNS で知り合った者に下着の画像を要求され た	
14	7	不明	不審者に上半身裸の画像を撮るよう要求され た	

6 自画撮りに伴う被害に係る事件、相談の状況（合計件数）

本県における自画撮りに関する事件、相談の合計件数は、平成30年の21件から、令和2年には9件まで減少したものの、その後増加傾向に転じ、令和5年は21件となっている。被害／相談者の内訳としては、緩やかな低年齢化が見て取れるものの、刑法の保護対象外年齢である16、17歳についても一定の割合で事件又は相談が発生している。

自画撮り被害に関する事件・相談（被害者年齢（被疑者との年齢差））（青森県）



7 総括（データから見える課題）

- ・本県の自画撮りに伴う被害・相談の状況をみると、その絶対数は他自治体と比較して多いものではないが、全国の傾向と同様増加傾向が見られる。
- ・被害者の年齢層を見ると、全国的には中学生の割合が大きいところ、本県は高校生の被害・相談の割合が全国に比べて高めである。
令和5年の刑法改正により16歳未満の者に対する面会要求等の罪が新設されたところであるが、本県ではその保護対象外となる青少年の事案が一定数いる状況が見て取れる。
- ・また、相談内容から読み取れる傾向として、自画撮りについては、およそ同世代間での自由な意思決定、対等な関係に基づくものである（ことが想定される）交際相手に関連するものも少なくなく、刑法上即時保護対象から除外した年長5年未満のケースであっても、結果として被害につながる可能性が高いことがうかがえる。

以上のように、現状の刑法及びその関連法のみでは、本県の高校生（≒16～17歳）や中学生（≒13～15歳）の自画撮りに係る性被害について、十分に対応できているとは言い難い状況がある。

刑法上の性的同意年齢16歳という設定があるものの、それ以上の年齢であっても、実態としては、性的行為に対する認識や思考の未熟さに付け込まれる形で被害を受けている面が否定できない。

また、自由意思に基づく行為を処罰対象から除外する趣旨で設けられた対象者13～15歳に対する年差5年未満の設定についても、一部の事案とはいえその結果もたらされる被害の深刻さ（動画・画像の拡散など）を考えると、被害防止・被害抑止、ひいては青少年の健全育成という社会的観点からこのような被害の起点となる要素・行為をできるだけ取り除き、広く青少年の保護を行っていくことが必要な状況であると言える。